

北斗市	部	経済部	課	水産商工労働課				
投げ込み日	令和	2	年	12	月	17	日	
情報解禁日	令和		年		月		日	<input type="checkbox"/> 指定無

「北斗市商店街等元気づくり事業計画」が4件認定されました。

当市では本年度、商店街及び地域経済の活性化を目的として若者、高齢者及び女性等が市内の空き店舗等を活用し起業、開業するための経費を補助する「北斗市商店街等元気づくり事業補助金制度」を創設しましたが、このたび、令和2年度第1回事業計画認定審査会が開催され、4件の事業計画が認定の運びとなりました。現在は、第2回審査会に向け、申請を受付中です。

本事業は、今回で 回目の開催です。

〇制度概要

商店街元気づくり事業補助金について

市では、若者、高齢者及び女性の起業を支援するとともに、既存商店街及び人口減少が著しい地域等の活性化を図ることを目的として、市内の空き店舗等を利活用する事業者に対し、事業所や店舗を営業する場合の改築費用等を補助します。

●対象とする建築物／

①北斗市内にある、住居として建築した建築物で、生活の拠点としていた経緯と、居住その他の使用がなされていないことが確認でき、次のいずれかに該当するもの

- ・戸建て住宅の空き家
- ・併用住宅の空き家
- ②北斗市内に存する空き店舗建築物
- ③業種転換の伴う事業継承された北斗市内の店舗

●補助を受けられる改築後の用途及び業種／次の要件をすべて満たしていること

- ・改築後の建築物の用途が、店舗又は事務所に該当すること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条で定める「風俗営業」を行う事務所や店舗でないこと
- ・宗教活動、政治活動、選挙活動、社会活動を行うことを目的とした事務所でないこと

●補助を受けられる人／事務所・店舗等の運営を予定している個人及び団体

●補助金額／対象経費の10分の10(上限300万円)

さらに、次の加算措置(それぞれ50万円)を合算した上限は最大で500万円。

- ①若者、シニア加算…満35歳未満、満65歳以上
- ②女性加算…経営者(申請者)本人
- ③移住加算…市内に転入
- ④茂辺地・石別地区加算…当該地区での開業
- ⑤商店会入会加算…上磯駅前、七重浜、本町

〇第1回審査会による認定事業計画(4件)

事業内容	空き店舗等所在地
1 生花小売業	北斗市本町2丁目
2 民泊業	北斗市本町3丁目
3 清掃業	北斗市市渡
4 サービス業	北斗市七重浜2丁目

〇経緯・今後の予定

令和2年11月	令和2年度第1回事業計画認定審査会
令和3年1月予定	令和2年度第2回事業計画認定審査会
令和3年6月予定	令和3年度第1回事業計画認定審査会
令和3年9月予定	令和3年度第2回事業計画認定審査会
令和3年12月予定	令和3年度第3回事業計画認定審査会

一口メモ

本年度から開始した制度です。コロナ禍の影響で、事業計画の認定が遅くなりましたが、第1回の審査会で4件が認定され、第2回審査会には2件の申請がある見込みです。想定よりも多くの申請があり、反響を感じております。制度周知を含め是非取材願います。

水産商工労働課		課長	石坂 弘之	
当日	連絡先	0138-73-3111	内線	289
前日	連絡先		内線	

【報道資料趣旨】

- 参加者等募集告知依頼
- イベント等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- その他事業の取材依頼

人と、未来と、ほくと。

